

JAEA人形峠使用施設保安規定指摘・コメント表

番号	審査基準	保安規定	指摘・コメント
1	第2条の12第1項第1号	第3条	審査基準では、関係法令及び保安規定の遵守のために体制においては、特に経営責任者の積極的な関与が明記されていることを求めているが、経営責任者の関与に関する記載がない。経営責任者の関与について、どの規定で担保しているのか。
2	第2条の12第1項第3号	第8条	審査基準では、保安の監督に関する責任者の職務に関することとして、職務について明記することを求めているが、以下の事項に関する記載がない。 <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定に係る記録の確認を行うこと。 ・法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。 これらの活動は、どの規定で担保しているのか。
3	—	第10条第2項	「安全・核セキュリティ統括部長は、中央安全審査・品質保証委員会の運営に係る通達を定める。」とあるのは、人形峠使用施設独自の規定であるのか。 (中央安全審査・品質保証委員会は、機構大の組織であるが、当該箇所について他の施設では記載がない中、記載している主旨は何か。)
4	—	第10条の2第2項	「所長は、安全審査委員会の運営に係る規則を定める。」とあるのは、人形峠使用施設独自の規定であるのか。 (当該箇所について他の施設の類似の箇所では記載がない中、記載している主旨は何か。)
5	—	第11条	「所長は、業務品質保証推進委員会の運営に係る規則を定める。」とあるのは、人形峠使用施設独自の規定であるのか。 (当該箇所について他の施設の類似の箇所では記載がない中、記載している主旨は何か。)
6	第2条の12第1項第5号 2	第24条	審査基準では、使用施設等の管理に係る組織内規程類を作成することが定められていることを求めているが、組織内規定類の作成に関する記載がない。組織内規定類の作成について、どの規定で担保しているのか。

番号	審査基準	保安規定	指摘・コメント
7	第2条の12第1項第5号 4	—	審査基準では、従業員の引継時に実施すべき事項について定められていることを求めているが、引継時に実施すべき記載がない。引継時の実施すべき事項は、どの規定で担保しているのか。(あるいは、施設の状況から、本規定は不要であるのか確認する。)
8	—	8章全般	2条の12第1項15号の審査基準では運用ガイドを参考にして定めることとしているが、一部は現行規則を丸写ししたものとなっている。(例48条の3)
9	2条の12第1項15号 運用ガイドⅣ3.	48条の2	定量的な目標を策定するとあるが、運用ガイドでは、プラントレベルの指標、施設管理の重要度が高いシステムのシステムレベルの指標毎に具体的に定めるとある。定量的とは何を指すのか。
10	2条の12第1項15号 運用ガイドⅣ4. ウ	48条の3	1(3)使用施設等の巡視において、運用ガイドでは、保全に従事するものが毎日1回以上実施することとしているが、「使用施設等の保全のために実施するものに限る」と記載されていることから施設の保全を行う場合のみ巡視を実施すると読める。
11	2条の12第1項15号 運用ガイドⅣ4. ウ	48条の6	第9表 巡視を行う設備等(第48条の7関係)→(第48条の6関係)ではないか。 機構の休日は除くとあるが、休日は実施しないでよいか。
12	2条の12第1項12号	66条	非常事態の通報連絡体制の通報連絡体制図について、平日昼間の体制のみ記載しているのではないか。夜間休日の体制について説明を求める。(夜間休日は、見張人詰所が絡むのでセキュリティ側との調整はしているのか。)
13	2条の12第1項12号	67条	前条第2項の通報を受けた・・・とあるが、たとえば処理技術課長が連絡を受けた場合に施設管理課長の所掌している事項の判断はできるのか。